

新型コロナウイルス対策を理由とした「緊急事態宣言」に反対する

安倍政権は、新型コロナウイルスの感染が広がるもとで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（「特措法」）の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する改定をおこなったうえで、「緊急事態宣言」の発令をおこなおうとしている。私たちは、以下の理由でこれに反対するものである。

第1に、「緊急事態宣言」によって、憲法で保障された国民の基本的な人権が広範に制限される。

「特措法」では、首相が「緊急事態宣言」を発令すると、都道府県知事に、外出の自粛や学校など人が集まる施設の使用制限、イベントの開催自粛、病院等の施設や土地の強制使用、特定物資の収用・保管命令などをおこなう権限が与えられることになる。これらの権限の行使は、憲法で保障された移動の自由や表現・集会の自由、財産権などの権利を、罰則付きで制限することになる。

第2に、このように国民の基本的な人権を広範に制限するにもかかわらず、「宣言」の発令の要件は、「国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれ」「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるもの」とされ、どの程度の影響が「重大な影響」「甚大な影響」なのかあいまいである。

また、発令にあたり、国会のチェックをうける必要もなく、首相の判断で決定できる。ときの政府の恣意的な判断で、国民の人権が大きく侵害されるようなことは、決してあってはならない。

第3に、安倍政権下で濫用される危険がある。

新型コロナウイルスの感染拡大を終息させることは極めて重要なことである。

しかし、これまでの状況をみると、安倍政権は対応が遅れたうえ、国民からの批判が強まると、安倍首相が突如、専門家の意見も聞かず現場の事情も無視して独断で、イベントの中止要請や学校の臨時休校要請などをおこなった。その対策が国民の暮らしを圧迫し混乱を広げ、再び批判をあびている。そこで、安倍政権は、いっそう強力な対策（「緊急事態宣言」）で事態の打開を狙っているが、逆に国民のなかにさらなる混乱をひきおこし、不安を広げることになることが予想される。

政府が今真っ先にやるべきことは、状況の正確な把握、専門家の分析と科学的知見にもとづく対策、国民の暮らしの保障、そのための抜本的な財政支援などである。これらは現行法律のもとでも十分に対応が可能である。

くわえて重大なことは、安倍政権が、憲法改悪策動のなかで、9条改憲とともに緊急事態条項の新設を狙っていることである。これは、「有事」の際に国民の基本的な人権を制限し、政府に強力な権限を与えるものである。今回の事態をその足掛かりにしようとする動きがあることは看過できない。

人権と民主主義を守ってたたかってきた国民救援会は、「特措法」の改定と「緊急事態宣言」に断固として反対するものである。

2020年3月11日

日本国民救援会
会長 望月憲郎